

一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会
海の家山の家利用助成 実施要綱

(趣 旨)

第1条 協定宿泊施設利用時の宿泊補助(共済会では「海の家山の家利用助成」という。)を実施することにより会員の福利厚生を増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、共済会会員(以下「会員」と称す。)とする。ただし、2分の1掛金の会員は除くものとする。

(協定宿泊施設)

第3条 協定宿泊施設は、「海の家山の家協定書」を締結した宿泊施設とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、会員一人年度内1回5,000円とする。

(会員の利用方法)

第5条 会員が直接予約するものとし、予約時に会員であることを告げる。

2 会員は利用する日の2週間前までに、共済会へ「海の家山の家利用助成申請書」を提出する。

3 共済会はその申請書に基づき、会員に対し「海の家山の家利用券」を発行する。

4 会員は「海の家山の家利用券」を当日持参し、協定宿泊施設に到着と同時に「海の家山の家利用券」を提出する。

(協定宿泊施設利用料金の支払い方法)

第6条 会員は請求金額から助成額5,000円を差し引いた金額を現金等により支払うものとする。

附 則

1. この実施要綱は2024年4月1日から施行する。